

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

本県の新型コロナウイルスの感染者数につきましては、4月に入り増加傾向が続いておりますが、県民の皆様の感染予防への御協力や、医療従事者の皆様の献身的な御努力によりまして、大幅な感染拡大は食い止められている状況にあります。

一方、全国的に感染者数が急速に増加する中、今月16日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域を、本県を含む全国に拡大いたしました。このため県では、栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議の御意見を踏まえ、17日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、栃木県緊急事態措置を決定いたしました。

県といたしましては、人との接触を8割削減するため、県民の皆様に、今月18日から、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛するよう要請しているところであり、特に、大型連休期間中の都道府県をまたぐ不要不急の移動や繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りを控えていただくよう強くお願いしております。

また、県立学校につきましては、臨時休業の期間を5月6日まで延長するとともに、市町の公立学校や私立学校に対しましても、同様の対応を要請いたしました。

さらに、イベントの開催自粛や施設の使用制限の要請も行ったところであり、併せて、施設の休業の要請や協力依頼に応じていただいた事業者に対しましては、協力金を支給することといたしました。

加えて、今年24日には、22日に開催された国の専門家会議の提言等を踏まえ、スーパーマーケットや公園等における感染拡大防止対策を徹底するよう協力を要請するとともに、行楽を主目的とするホテル等につきましても、施設の使用制限の要請対象といたしました。

また、「北関東三県共同・緊急メッセージ」を発信し、各県民の皆様及び三県以外にお住まいの皆様に対しまして、県域の往来や三県への来県を見合わせるなどの御協力を呼び掛けたところであります。

このような中、昨日、休業要請対象施設の利用者の感染が判明したところであり、改めて、事業者の皆様には、休業要請への御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後とも、感染拡大防止をはじめ、更なる医療提供体制の整備など、県民の命と健康を守る各種対策を、スピード感を持って進めますとともに、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に全力を挙げて取り組んで参ります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、国の緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大されたことを受け、県の要請・協力依頼に応じて休業した事業者への協力金の支給を行うとともに、国の緊急経済対策に呼応し、医療提供体制の整備や中小企業の資金繰りの支援等を行うこととして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、248億7,129万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,698億4,600万円となります。

この財源といたしましては、国庫支出金、諸収入、繰入金等を充てる
ことといたしました。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。